

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月5日(月)午前10時00分～10時31分

2. 開催場所 能勢町役場 西館3階会議室

3. 出席委員 (10人)

農業委員	1番	乾	義夫
	2番	今中	明
	3番	塚原	洋平
	5番	福井	明房
	7番	早瀬	裕康
	10番	森畠	和志
	11番	平田	守
	12番	龍見	敬明
	13番	原田	富生

推進委員	4番	板谷	正信
------	----	----	----

4. 議事日程

議案第38号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第39号について 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第40号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき

事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

- 会 長 皆様、おはようございます。大阪農業時報1ページ目に「能登半島地震義援金募集」ということで大阪府農業委員会の組織として義援金の募集活動を行うこと。能勢町農業委員会につきましても、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員ということで1人1口1,000円以上とのことなので募集活動を行いたいと思います。本日より集金をさせていただきますので、ご協力の方よろしく願いいたします。それでは、本日の案件について、慎重審議のほど、よろしく願いします。
- 局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。
- 議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、4番 辰野委員、6番 石塚委員、8番 福中委員、9番 成田委員より出ております。
- 議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。
- 各委員 挙手。
- 議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、5番 福井委員、7番 早瀬委員にお願いいたします。
- 議 長 つづきまして、議案第38号 農地法第3条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。
- 事務局 議案第38号について説明
- 議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号12, 13番について、板谷委員お願いいたします。

板谷委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町野間西山▲▲▲ 畑 181m²

1月30日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜を栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないとおもわれ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町野間西山▲▲▲ 田 4, 346m²
▲▲▲ 田 1, 513m²
▲▲▲ 田 2, 122m²

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に野菜の栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないとおもわれ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。

地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 お諮りいたします。議案第38号について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、議案第38号について申請のとおり許可することといたします。

議 長 つづきまして、議案第39号 農用地利用集積等促進計画（案）について事務局より説明願います。

事務局 議案第39号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第39号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案どおり大阪府みどり公社に要請することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、原案どおり大阪府みどり公社に要請することにいたします。

議 長 つづきまして、議案第40号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について、塚原委員に関する案件があるため、農用地利用集積計画に対する意見決定が終了するまでの間、●●委員は一時退席をお願いいたします。

●●委員一時退席

議 長 それでは、審議を再開します。議案第40号について説明願います。

事務局 議案第40号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第40号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。●●委員が入室されるまで小休止といたします。

議長 それでは再開いたします。その案件について事務局より説明願います。

事務局 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想計画の変更」について説明します。基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、本町の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的な農業経営を育成することを目的に定めているものです。大阪府においては、この農業経営基盤強化促進法を受けて、平成6年2月に「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」を策定し、今後の大阪の農業の方向を示しております。本町においては、平成7年3月に「大阪府農業経営基盤強化促進基本的な構想」を策定しました。これについて、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、地域計画策定の義務化や大阪府の施策変化を受け、本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を変更するものです。主な変更点としまして、1点目が、担い手への経営発展につながる支援策の活用対象を拡大するため、経営計画の所得目標の見直しを行いました。国版認定農業者については、変更前については、600万円だったものが550万円。認定新規就農者については、250万円から220万円へと変更になりました。これについては、国が示す

算出基準を基に大阪府が算出し、また、近畿圏の他府県との農業経営の水準と比較した際に大阪府のみ所得水準が高かったことを受け、他府県と同等の水準に合わせるものです。2点目ですが、担い手の経営安定化につながる経営指標を45モデルから13モデルに絞り込みを行いました。見直しの理由としましては、スマート技術や有機農業など、今後の導入・普及を図るモデルを追加し、スタートアカデミー修了者などの早期経営安定化を促進するため、ブランド力や収益性、需要などが見込まれる品目・モデルに誘導することを目的としています。また、その府が示す営農類型から本町に当てはまる9モデルを経営指標として変更いたしました。基本構想の見え消しについては、新旧対照表をご確認ください。ご審議の程よろしくお願いたします。

総会冒頭に乾会長の挨拶でありましたとおり、1月1日から断続的に発生した石川県能登半島を震源とする地震により、多数の死傷者が出るとともに家屋をはじめ農地・農業用施設などにも多大な被害が発生し、多くの方が避難生活を余儀なくされています。このような状況に対し、本町農業委員会としましても、被害された農業者等の皆様の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、義援金募集活動に取り組むこととなりました。実施方法は、1口1,000円からです。集めた義援金は、農業委員会事務局でとりまとめて全国農業会議所の指定口座に送金いたします。以上、ご協力の程よろしくお願いたします。

議 長 事務局よりその他案件について、報告がございましたが、ご質問等ございましたでしょうか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、次回の農業委員会総会の日程調整を事務局よりお願いたします。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：令和6年3月4日（月）午前10時より
会 場：役場西館3階 会議室

開催時間：午前10時より

議 長 他の委員からのご意見はありませんか。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。